

平成23年(フ)第18059号
破産者 増渕進

平成24年10月2日

東京地方裁判所民事第20部特定管財係 御中

破産管財人 柴田祐之

破産法157条による報告書

第1 破産手続開始に至った事情

平成23年12月22日付の債権者申立による破産手続開始申立書記載のとおりである。すなわち、破産者は平成23年5月24日まで株式会社安愚樂牧場(以下、「安愚樂牧場」という。)の取締役を務めていたが、安愚樂牧場は平成23年8月9日に御府に対して民事再生手続開始申立てをするに至り(平成23年(再)第61号)、その後の同年12月9日には破産手続開始決定がなされた。そのため破産者は、安愚樂牧場が運営する和牛預託オーナー制度に応じて金銭を支出した債権者らに対する不法行為等に基づく損害賠償請求債務を負っており、これを支払うことが不可能になったとして、破産の申立てがなされ、平成24年3月19日、破産手続開始決定を受けたものである。

第2 破産者及び破産財団に関する経過及び現状

1 破産財団の状況等

破産財団の現況は、別紙「財産目録及び収支計算書」記載のとおりであり、破産財団の現在残高は996万9717円である。

2 資産換価の状況等

(1) 現金・預貯金

現金は、債権者申立による破産手続開始申立事件の申立て予納金分が存する。破産者名義の預金については自由財産の範囲内である。

なお、破産手続開始申立てに近接した時期の預金口座からの資金の移動についてでは第3に記載のとおりである。

(2) 保険解約返戻金

破産手続開始決定時に破産者名義で契約されている保険契約は存在しない。

なお、破産手続開始申立てに近接した時期に保険契約者が変更された保険契約については第3に記載のとおりである。

第3 今後の進行等

1 破産財団について

破産財団の現在残高は約1000万円であるところ、これは返還が予定されている債権者申立による破産手続の予納金によるものである。

但し、破産手続開始決定に近接した時期において、破産者名義の預金口座からの資金移動及び破産者名義の保険契約の契約者変更が、破産者の元配偶者（平成23年7月26日協議離婚）に対して行われている事実が認められた。これらは破産者による元配偶者への離婚にともなう財産分与として行ったものであるとの説明を破産者から受けているが、財産分与としての実体を備えたものであるのか、財産分与であったとしてもその額が過大ではないか等について、調査を進めしており、これと並行して、元配偶者からの任意の返還（財団組入れ）についても、交渉を行っている。

2 手続きの進行について

上記1に記載の資産移転についての取り戻しについての可否を検討するとともに、破産者の資産調査を引き続き行う。

以上

平成23年(フ)第18059号
破産者 増渕 遼
破産管財人 柴田祐之

財産目録及び収支計算書
(開始決定日:平成24年3月19日)

資産部分 開始決定日現在
収支計算部分 開始決定日～平成24年10月2日
単位:円

【資産及び収入の部】

番号	科 目	簿価又は 申立書記載額	収 入	備 考
1	現金	0	0	
	引継現金	0	0	
	預金		0	
	足利銀行西那須野支店 【普通 3028228】	7,076	0	
	足利銀行西那須野支店 【普通 3477770】	0	0	
	那須野農業協同組合高久支店 【普通 1643597】	0	0	
	福島銀行黒磯支店 【普通 456915】	460	0	
	栃木銀行黒磯支店 【普通 5940912】	60	0	
	那須信用組合本店営業部 【普通 1023409】	12,049	0	
	ゆうちょ銀行 【通常 560779】	5,495	0	
3	預金利息	—	504	
	資 産 合 計		504	
	被産申立予納金【平成23年(フ)第18059号】	—	9,982,889	
	財 団 合 計	—	9,983,393	

【支出の部】

単位:円

番号	科 目	支 出	備 考
1	管財事務費用	13,676	
	合 计	13,676	

【公租公課】

市県民税・軽自動車税(那須塩原市 平成24年分)	834,000
計	金834,000円

差引残高	金9,969,717円
------	-------------